



研究の窓

貧困研究の必要

松原治郎

経済の高度成長、生活様式における階層的平準化が進むなかで、いつの間にか、貧困層ないし貧困そのものへの学問的関心が薄れてしまったかにみえる。しかしながら、世帯別の所得水準や消費支出額をみるかぎり、階層差は決してなくなっているとはいえないし、貧困層は厳然と存在する。

全国勤労世帯の昭和53年度の平均実収入は1人当り80,756円であるが、第1・10分位層のそれは23,433円にすぎない。消費支出でも、平均の55,264円に対して、第1・10分位層では37,951円である。また全国勤労世帯の昭和54年の年間1人当り消費支出の平均を100%とすると、第1・10分位の72.2%から、第10・10分位の146.5%までの開きがある。さらに被保護勤労世帯についていえば、一般勤労平均の62%程度でしかない。

もちろん第1・10分位層の世帯にしる、被保護勤労世帯にしる、消費支出はここ10数年来確実に伸びを示し、その限りでは、格差縮小の方向がうかがえないことはない。ただ問題は、消費支出の伸びの内容である。東京都の一般勤労世帯と被保護世帯について、消費支出の伸びにおける費目別寄与率をみていくと(厚生省保護課の計算による)、一般世帯では、昭和40年までは、圧倒的に食料費の伸びが寄与していたが、昭和40年代前半ごろから、雑費の寄与率が大きくなり、50年代に入ると7割近くの寄与率になっている。雑費なかんずく教養娯楽費の伸びが著しいことが、消費支出を増加させている主因に変ってきたわけである。それに対して被保護勤労世帯においては、昭和50年まで依然として食料費の寄与率が高く、50年代に入って、ようやく雑費の寄与率が上がってきている。それでも52年から53年にかけての伸びのうちの雑費の寄与率は4割弱である。

こうして一般勤労世帯では、すでに昭和40年代半ばに、消費支出の上での質的变化が生じていたのに、被保護勤労世帯では、やっと50年代に入ってから、やや変化がみられるようになった程度なのである。消費支出内部の各費目の構成比に関して、一般勤労世帯と被保護勤労世帯との間で違いの大きいものは、主食と家賃・地代と雑費の中の理容衛生の三つである。そのいずれも、被保護世帯の方が構成比の比率が高いのである。依然として主食費の圧力が大きいことがわかるし、住宅事情が劣悪で家賃にかなりの部分が食われてしまうことを示している。全体として雑費の占める割合は、一般勤労世帯と被保護勤労世帯との間に格差があるのに、その中で理容衛生だけは、絶対額の点ではほとんど差がなく、したがって構成比上のウェイトは被保護勤労世帯において大きくなってしまいうわけで、とくに子どもの散髪料金など落とすことが不可能なものだけが、ウェイトを占めてしまう。したがって同じ雑費といっても、教養娯楽やその他雑費などにウェイトの高い一般勤労世帯と、理容衛生や交通通信や教育費など生活必需的なものに比率がかかっている被保護勤労世帯と、まったく質を異にしている。

こうなってくると雑費という費目1本にくくるのは、どうも無意味な気がする。生活必需的なものは雑費からはずすほうがよさそうである。さらにいま必要なのは、同じように消費支出が伸びているといっても、内容の質が違ふことについて考慮しなければならない点であろう。

貧困層の生活実態については、質的につこんだ分析が、今後どうしても望まれる。また世帯の類型からいっても、貧困層については、高齢者世帯とか母子世帯とかの占める割合が大きくなりつつあるし、それにかかわってメ細かい生活内容の追求が望まれる。綿密な実態調査がいま要請されるところである。格差是正についても、単なる消費支出の数字の上での格差を問題にするだけではあまり意味がなくなっている。生活の質を問うことが望ましい。生保基準についても、格差是正方式よりも、かつてのマーケット・バスケット方式のような形にもどることが必要なようである。ただしそのバスケットに盛り込むべき内容については、かつてと違って生活の質を問うような何かが必要となる。どうも社会学的な因子を含んだ解析が望まれるように思える。貧困研究への社会学の出番ではないだろうか。